

諫早市道路維持修繕計画

(2025年度～2029年度)

【小規模附属物編】

(カーブミラー)

令和7年3月

諫早市

1. 施設の現状

小規模附属物（カーブミラー）

小規模附属物（カーブミラー）は主に自動車等に関わる交通事故の抑止を目的として、見通しの悪い交差点や視距の確保が難しいカーブ等に設置しています。本市が管理している小規模附属物（カーブミラー）は約 3,200 基あります。



小規模附属物（カーブミラー）

2. 管理手法

管理手法は、「予防保全型」、「機能保全型」、「定期更新型」、「対症療法型」の 4 つの分類を継続します。

表 2.1 管理手法分類

| 管理手法 | 解説 |
|----------|--|
| 計画的な維持管理 | 予防保全型 定期的な点検等により施設状態を把握し、損傷程度が <u>予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい段階</u> で計画的に対策を実施し、常に一定の健全度を保持する。 |
| | 機能保全型 定期的な点検等により施設状態を把握し、損傷程度が <u>早期に措置を講すべき段階</u> で対策を実施する。 |
| | 定期更新型 定期的な点検等により施設状態を把握し、施設の機能・安全性を確保する前 提で、設定した <u>耐用年数</u> によって対策を実施する。 |
| 対症療法型 | 道路パトロールや陳情により施設状態を把握し、損傷程度が <u>緊急に措置を講すべき段階</u> で必要な対策を実施する。 |

3. 対象施設の管理手法・管理方針

3.1 小規模附属物の管理手法

小規模附属物（カーブミラー）は、機能保全型の管理手法とします。

3.2 老朽化対策における基本方針

（1）管理区分

小規模附属物（カーブミラー）は、歩行者や車両の状況を知らせることが目的であり、大型標識と比較して規模が小さいですが、倒壊・落下した場合の第三者被害への影響が想定されることから、全ての小規模附属物（カーブミラー）を同一の管理区分とします。

表 3.1 管理区分

| 管理手法 | 管理区分 |
|-------|------|
| 定期更新型 | — |
| 予防保全型 | — |
| 機能保全型 | 全施設 |
| 対症療法型 | — |

（2）管理指標

「附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成31年3月、国土交通省道路局）」にて4段階の健全性の判定区分で診断されており、これを管理指標とします。

表 3.2 管理指標

| 区分 | | 状態 |
|-----|--------|--|
| I | 健全 | 構造物の機能に支障が生じていない状態。 |
| II | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 |
| III | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。 |
| IV | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。 |

(3) 管理水準

小規模附属物は機能保全型で管理するため、管理水準は早期措置段階である健全性Ⅲとし、健全性Ⅱ以上の維持を目指します。

表 3.3 管理手法、管理区分、管理指標、管理水準の関係

| 管理手法 | 管理区分 | 管理指標 | |
|-------|------|----------|--------|
| | | 健全性の判定区分 | |
| 一 | | I | 健全 |
| 予防保全型 | | II | 予防保全段階 |
| 機能保全型 | 全施設 | III | 早期措置段階 |
| 対症療法型 | | IV | 緊急措置段階 |



(4) 優先順位

小規模附属物（カーブミラー）は、歩行者や車両の状況を知らせることが目的であり、大型標識と比較して規模は小さいですが、倒壊・落下した場合の第三者被害への影響が想定されることから、施設の重要度は全施設同一としながらも、各部材の特性を考慮し、健全性及び健全度、損傷の状態から対策の優先順位を判断し、適切に修繕を実施することとします。

4. 実施プログラム

(1) 計画期間

実施プログラムの計画期間は、維持修繕計画の第1期として、2025年度（令和7年度）から令和2029年度（令和11年度）の5年間を対象とします。

(2) 点検計画

3年に1回、本市職員が近接目視による定期点検を実施します。

(3) 実施プログラム

2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）の5ヵ年における小規模附属物（カーブミラー）の実施プログラムは次のとおりです。なお施設の劣化状況等により、施工時期が変更になる場合があります。

【 カーブミラー 】

対策に係る全体概算事業費 30,000 千円

表 4.1 年度別計画表 (単位 : 千円)

| 地域名 | (R6) | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | 計 |
|-----|------|-------------------|----|------|-------------------|-----|-------------------|
| 旧諫早 | 定期点検 | 13,300 (141箇所) | — | 定期点検 | 5,000 (50箇所) | — | 18,300 (191箇所) |
| 多良見 | | 300 (3箇所) | — | | 1,000 (10箇所) | — | 1,300 (13箇所) |
| 森山 | | 1,400 (14箇所) | — | | 1,000 (10箇所) | — | 2,400 (24箇所) |
| 飯盛 | | 2,700 (29箇所) | — | | 1,000 (10箇所) | — | 3,700 (39箇所) |
| 高来 | | 1,100 (11箇所) | — | | 1,000 (10箇所) | — | 2,100 (21箇所) |
| 小長井 | | 1,200 (12箇所) | — | | 1,000 (10箇所) | — | 2,200 (22箇所) |
| 計 | | 20,000 (210箇所) | — | | 10,000 (100箇所) | — | 30,000 (310箇所) |